

## 議案第15号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成25年港区条例第25号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

### 1 改正理由

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法律」といいます。）の改正により、看護小規模多機能型居宅介護（※）が複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けられるとともに、サービスの拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことを踏まえ、基準が改正されました。このことを踏まえ、条例の一部を改正します。

※ 看護小規模多機能型居宅介護とは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護とを組み合わせ、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービスを行います。なお、サービスの拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスは、これまでも多様なサービスに含まれていました。

### 2 改正内容

条例で引用している看護小規模多機能型居宅介護に係る根拠規定を変更します。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者に係る条例で定める者)</p> <p>第三条 指定地域密着型サービス事業の申請者に係る法第七十八条の二第四項第一号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(法第八条第二十三項第一号に規定するもの(第十五条第一項において「看護小規模多機能型居宅介護」という。)に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第十五条 指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護の事業は、次項に規定する指定居宅サービスに該当する訪問</p>	<p>(前略)</p> <p>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者に係る条例で定める者)</p> <p>第三条 指定地域密着型サービス事業の申請者に係る法第七十八条の二第四項第一号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第十五条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第十七条の十二</p>

看護の基本方針及び第十条に規定する小規模多機能型居宅介護の基  
本方針を踏まえて行うものでなければならない。

2  
(略)

(後略)

付則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、次項  
に規定する指定居宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第  
十条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行う  
ものでなければならない。

2  
(略)

(後略)